

構造改革特別区域計画書

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
四日市市
- 2 構造改革特別区域の名称
四日市市特別養護老人ホーム地域展開推進特区
- 3 構造改革特別区域の範囲
四日市市の全域

4 構造改革特別区域の特性

四日市市は、三重県の北部に位置し、面積 197.4 k m²、人口 298,467 人（平成 17 年 1 月 1 日現在）の県内における中核的な都市である。古くから商業が発達し、交通の要衝として栄えてきた。明治以降は、港湾、工業都市として、環境との調和を図りながら発展を続けている。

市域は、昭和 5 年から昭和 32 年にかけて周辺の町村を編入合併したことにより、飛躍的に増大したが、一方で工業地域から農村地域に至るまで、多様な性格を持ち合わせることとなった。そこで、概ね旧町村の範囲を 1 地区として市域を 23 の地区に分け、地域の特性を生かした行政運営を行ってきた。

福祉政策については、平成 6 年 2 月に策定した市の老人保健福祉計画において、国のゴールドプランに則り、在宅介護支援センターを概ね中学校区に 1 ケ所配置することとし、デイサービスセンターと一体型の在宅介護サービスセンターとして整備を推進した。現在、このような形態の施設が 22 ケ所、その他に老人保健施設に併設された在宅介護支援センターが 1 ケ所、社会福祉協議会に基幹型、地域型それぞれ 1 ケ所ずつが設置されており、市内 23 地区をほぼ網羅する形で、相談窓口及び在宅介護の拠点としての機能を発揮している。

入所型の施設としては、特別養護老人ホームが 8 施設（定員 710 人）あり、7 地区に在宅介護サービスセンターを併設する形で整備されている。その内、初期に建設された特別養護老人ホーム 2 施設は、農村地域の小山田地区に位置し、それぞれ定員 200 人及び 100 人という比較的大規模な施設であることから、小規模生活単位型の施設への転換が期待されている。

一方、既存の市街地においては、今後、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加すると見込まれており、それに対応した介護サービスの充実が課題となっている。そのため、地域での介護拠点の更なる強化が求められているところであり、小規模な入所型の施設を展開するなど、住み慣れた地域に暮らし続けながらケアを受けられる環境の整備を図ることが重要である。

5 構造改革特別区域の意義

当市では、地域が主体的にまちづくりに取り組むことを支援し、高齢者が安心して生活を続けることができるよう、地域における福祉の充実に努めている。しかし、すべての高齢者について、従来からの在宅サービスや地域での支え合いなどで対応することには限界があり、身体的・精神的状況によっては、遠方の施設へ入所せざるを得ない場合があった。そこで、小規模な入所型の施設であるサテライト型居住施設を、利用者の身近な場所に開設し、住み慣れた地域でのケアを支援するものである。これにより、サービスの選択の幅が拡大し、本人や家族の希望に沿った利用しやすい介護環境を整備することが可能となる。

また、特別養護老人ホームにおいては、その人なりの生活の継続に重点を置いたケアを行う小規模生活単位型への移行が推進されているところである。既存の施設においても、定員の一部をサテライト型居住施設に移すことで、小規模生活単位型への改修が容易となるため、入所者により良い生活の場を提供できることになる。

このような規制緩和によるサービスの拡充は、各種福祉施策の遂行に多大の効果をもたらし、高齢者保健福祉計画に掲げる目標の実現にも繋がるものである。

6 構造改革特別区域の目標

高齢者の増加により、その身体状況や家庭環境が多様化してきており、それに伴い、従来のサービスでは十分に対応できない事例が増加している。これまでのようにサービスの量を確保するだけでなく、変化に対応した新たなサービスを提供していくことが求められている。

既存の市街地においては、地域内連携の希薄化に加え、今後、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の著しい増加が懸念される。そのため、要介護状態になった場合でも、住み慣れた地域で生活を継続していくには、高齢者の状態に応じたきめ細かなサービスの提供や家族・地域との密接な交流が求められるところである。そこで、在宅サービス拠点に入所の機能を併せ持つ施設を、特別養護老人ホームのノウハウを活用したサテライト型居住施設として整備し、地域における福祉の充実に繋げる。

さらに、大規模な特別養護老人ホームにおける入所者の処遇向上も重要である。既存施設の定員の一部をサテライト型居住施設に移すことによって、小規模生活単位型の施設へ改修するための空間を確保し、入所者の生活環境の向上を図ることを目指す。

このように、今回の特区計画においては、規制の緩和措置を活用して地域福祉の増進と大規模施設における処遇の向上に取り組み、健康で安心と生きがいある長寿社会づくりを推進することを目標とするものである。

7 構造改革特別区域の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

一般に、小規模な施設、特に入所型の施設の運営は、経営的に困難なことから、整

備が進まないのが現状である。特区の認定により、既存建物の有効活用が可能となり、加えて人員や設備に関する基準の緩和措置の適用も受けることから、経営の効率化・安定化が図られ、サテライト型居住施設の地域への展開が促進される。また、それに伴う新たな雇用の創出も期待される。

利用者からみると、住み慣れた地域で暮らすという、本人や家族の意向を重視した介護が実現され、多様なサービスの提供を受ける環境が整うことでサービス選択の自由度が増すなど、総じてサービスの質の向上が図られる。さらに、施設と地域との交流にも重点が置かれることから、地域での高齢者福祉への理解が深まるなど、地域活動を活性化させる効果も見込まれる。

本体施設の特別養護老人ホームにおいては、サテライト型居住施設の設置に伴う定員の減少により確保された空間を利用し、小規模生活単位型の施設への改修を進めることができる。この方法によれば、全面的な改築による過大な経費負担が回避されるため、経営資源の有効活用を図りながら、個室化、ユニットケアの導入を行うことが可能となり、既存施設の改修が促進される。

8 特定事業の名称

9 2 8 サテライト型居住施設設置事業

9 構造改革特別地域において実施し、またはその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し、地方公共団体が必要と認める事項

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護保険事業計画に基づく介護保険サービスの充実を図るとともに、地域住民を中心とする活動を積極的に推進する。

(1) 高齢者福祉事業

自立した生活の支援

日常生活に支障がある高齢者を支援するため、訪問給食事業や緊急通報機能付電話機の貸与などを行う。

在宅介護支援センターの活動の拡充

地域における身近な相談窓口、福祉の拠点として、在宅介護支援センターを市内に24ヶ所配置している。関係機関との連携により、高齢者の実態や地域の課題の把握及びその解決を支援する活動を強化する。

見守り、助け合いの充実

在宅介護支援センターや地区社会福祉協議会、民生委員児童委員等が協力して、見守り、助け合い活動の充実を図る。

(2) 高齢者保健事業

健康づくりの支援

健康づくり活動を通じて、自立した生活の継続を目指す。地域と連携し、寝たきりや閉じこもり予防などの活動も推進する。

(3) 福祉のまちづくり事業

まちづくり、社会参加の促進

高齢者の生きがいある社会参加の機会を確保し、まちづくりへの主体的な取り組みを促進する。

福祉活動の活性化

地域の福祉団体やボランティアなどの育成を図り、市民が主体となった福祉活動を支援する。

(4) 介護保険事業

介護サービスの充実

サービスの提供、相談体制の整備など一層の質の向上を図り、安心して利用できる制度を確立する。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別 紙

1 特定事業の名称
9 2 8 サテライト型居住施設設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
社会福祉法人 青山里会

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日
構造改革特別区域計画の認定日

4 特定事業の内容

社会福祉法人青山里会が四日市市小杉町に所有し、現在定員 10 人の通所介護事業所として運営する施設について、必要な改修を行い、同法人が四日市市山田町で運営する定員 200 人の小山田特別養護老人ホーム（本体施設）から定員の一部を移すことにより、1 ユニット定員 10 人の個室・ユニットケア型の施設（サテライト型居住施設）を設置する。

本体施設においては、定員の減少により生じた空間を利用して個室化を図るなど、小規模生活単位型特別養護老人ホームへの改修を促進する。

5 当該規制の特例措置の内容

(1)立地等について

本体施設は、四日市市山田町に所在する「小山田特別養護老人ホーム」であり、サテライト型居住施設を四日市市小杉町に開設する計画である。本体施設とサテライト型居住施設とは、自動車約 20 分の距離であるが、本体施設以外に、サテライト型居住施設から自動車約 10 分の距離に同一法人の運営する特別養護老人ホームがあり、また関連医療機関も同程度の時間距離に存在することから、福祉及び医療に関し、本体施設及び関連施設と十分な連携が確保されている。

サテライト型居住施設を設置する地域は、既存の住宅地内であり、徒歩圏内での家族や地域住民などとの日常的な交流が可能である。本計画地で先行実施している通所介護事業は、近隣の住民を中心に利用されており、またその施設は、ボランティア活動の拠点や老人クラブ等の会場の場としても活用されていることから、地域住民との交流の機会は、常時確保される。

(2)規模等について

通所介護事業所として利用している建物の 2 階部分を改修して使用する予定であり、施設の定員は 1 ユニット 10 人である。通所介護事業所とは一体的に運営を

行う予定であるが、その定員は 10 人であり、利用定員の合計は 20 人である。

サテライト型居住施設の設置後、本体施設では、居室の個室化を図るなどの改修を行い、その一部を小規模生活単位型特別養護老人ホームとすることを予定している。

(3) 人員基準等について

(イ) 施設長・管理者について

施設長及び管理者は、本体施設の施設長及び管理者がそれぞれ兼務する。

(ロ) 介護職員・看護職員について

夜間の勤務体制にも配慮し、常勤の介護職員を 2 名以上配置する。

(ハ) 事務員その他の職員について

事務員その他の職員については、既存の施設においても、経理事務等を法人本体で一括して実施してきた実績があり、利用者の処遇の低下を招くことはない判断されるため、本計画においては配置しないこととする。

(ニ) 生活相談員について

先行して事業を開始している通所介護事業所において、社会福祉士の資格を有する生活相談員が配置済みである。本計画においては、この通所介護事業所と一体的な運営を図ることとしており、生活相談員については兼務とする。必要な場合は、本体施設の生活相談員との連携も可能であり、入所者の処遇にも影響はない。

(4) 設備基準等について

(イ) 医務室について

特別養護老人ホームの入所者は、何らかの慢性疾患を抱えていることが多く、状態が急変することも少なくないため、医薬品や医療機器を常備しておく必要がある。本計画においては、本体施設の経験も活用し、必要な設備を設置するものとする。

(ロ) 調理室等について

調理室については、当該施設で調理可能な設備を備えているが、運用としては、本体施設で一次調理したものをサテライト型居住施設で二次調理を行うこととする。施設内での衛生管理を適切に行うほか、食材の運搬についても保冷車両を使用するなど、十分な配慮を行う。

栄養士及び調理員については、栄養管理などを本体施設で行い、必要に応じて

サテライト型居住施設の指導を行うことにより、利用者の処遇には支障がないと考えられるため、配置しない。

(八)廊下の幅について

当該施設は、社員寮として利用されていた施設を法人が購入したものであり、本計画によりサテライト型居住施設に転用するものである。建物の構造上、廊下の幅が基準省令（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準及び指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準）を下回る部分があるため、廊下の一部を拡張してアルコーブ（待避所）を設け、車椅子同士でのすれ違いにも支障をきたさないように配慮した改修を行う。